

東京大学医学部附属病院教職員給与規則等の特例を定める規則

(平成30年2月22日制定)

改正 平成30年12月20日

改正 令和 2年 1月30日

改正 令和 5年 1月26日

改正 令和 6年 1月25日

改正 令和 7年 1月30日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医学部附属病院教職員給与規則(平成16年4月1日制定)、東京大学医学部附属病院再雇用教職員の就業に関する規程(平成16年4月1日制定)及び東京大学医学部附属病院短時間勤務有期雇用教職員就業規則(平成16年4月1日制定)の特例を定めることを目的とする。

(特例一時金及び支給日)

第2条 令和7年2月1日に在職する別に定める教職員(東京大学医学部附属病院教職員出向規程(平成16年4月1日制定)第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。)、再雇用教職員及び短時間勤務有期雇用教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

2 前項に規定する特例一時金の支給日は、令和7年3月17日とする。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7年2月1日から施行する。